

燕市監委告示第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 2 3 年 7 月 5 日

燕市監査委員	山 本 一 憲
同	五十嵐 昭五
同	齋藤 紀美江

燕市職員措置請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

I 請求人

( 略 )

II 請求書の提出日

請求書の提出日は、平成 23 年 5 月 16 日である。

III 請求の内容

(1) 請求の要旨

燕市商工振興課の S 職員は 2007 年(平成 19 年)に燕市内の実家から新潟市(以下、略)の借家に転居した。(別添資料に S 職員自身の宣伝掲載あり。)

S 職員は燕市外に転居後、現在に至るまで「住居手当」及び「通勤手当」を受給している。(平成 18 年～21 年度にかけての燕市決算書により明らかである。)

S 職員の燕市外転居は燕市職員としての職務遂行上の理由からも、職員の家庭的な理由からも、まして燕市の経費節減的な理由からも、「住居手当」及び「通勤手当」を受給すべき正当な理由が無い。

S 職員が自己の趣味・自己の営利事業を充足させるため、勝手に遠隔地に転居したからという理由で「住居手当」、「通勤手当」を受給する事は燕市職員の給与に関する条例に定めるところの手当支給の本旨にもとる不当なる受給である。

燕市職員は当該職員の属する地方公共団体の区域に居住することが「職務の遂行上必要な最小且つ適當の限度の客観的且つ画一的要件(地方公務員法第 19 条より)」とされてきた。ゆえに燕市職員の受験要件として燕市内居住を要件としたり、燕市内に向けた燕市広報紙での職員募集を燕市は従前おこなってきたのである。

S 職員の燕市外転居理由は、自己の趣味・自己の営利事業の充足のみである。

S 職員は新潟市(以下、略)の借家に転居後から現在に至るまで、「住居手当」、「通勤手当」として燕市の公金を不当に受給し続けている。

2007年（平成19年）から、S職員に「住居手当」、「通勤手当」を受給させていることは燕市にとって不当な公金の支出を続けるという損害を生じさせている。

すみやかに、現在も続いていると思われる燕市からのS職員への「住居手当」、「通勤手当」の支給を止める措置を請求する。

S職員に対し、2007年（平成19年）の転居から現在までに不当に燕市から受給した「住居手当」、「通勤手当」は公金（税金）を私蔵していたとみなし、燕市税金の滞納延滞利息分（年利14.6%）を加算した上での全額を燕市へ早急に返還させるべきであるが、監査請求のできる期間の制限により1年間に区切って当該受給手当の燕市への返還を請求する。

S職員に対する燕市への返還請求額は267,800円（概算利息含む。別添概算計算書）である。

## (2) 添付書類（事実証明書）

- ① インターネットブログ
- ② 「浜めぐり」チラシ
- ③ 新聞記事
- ④ ブログ掲載記事及び新聞掲載記事

## IV 請求の受理

本請求は平成23年5月16日付けで提出があったが、内容の一部に不備が見られ補正を依頼。補正後の請求書が平成23年5月24日付けで再提出され、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第242条第1項の要件を具備しているものと認め、平成23年5月25日付で受理した。

## 第2 監査の実施

### I 証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成23年6月9日に請求人の陳述の聴取を行った。その要旨は、概ね次のとおりである。

#### (1) S職員が受給している「住居手当、通勤手当」は不当な支給であることについて

燕市職員の給与に関する条例における職員手当支給の本旨にもとる支給は不当である。「職員手当」は公務遂行に資するために職員に支給するのである。従前、燕市職員の市外転居の許可条件は以下による。

- ① 職員の婚姻による転居
- ② 職員及びその家族の病気療養、介護、通院の利便性確保のための転居
- ③ 経費（市費）節減のための転居

S職員が自己の趣味の充足のため、市外に転居したからといって手当を支給することは不当である。

#### (2) S職員は「住居手当、通勤手当」を受給する資格がないことについて

S職員は地方公務員法違反を繰り返している悪辣な市職員である。

「燕市職員」という社会的信用の上でラジオ出演（公務）をしているにもかかわらず「燕市職員」とは決して名乗らず、自らが勤務する施設の「専門職」であると自称し続けている。これは、視聴者の誤解を意識的に招こうとする欺瞞的・計画的な発言であり、売名行為によって自己を権威付け、自己の営利活動を有利に運ぼうとする「燕市職員」として許しがたい行為である。

### (3) 新たな証拠の提出

- ① 「浜五」のインターネット掲載記事
- ② 「新潟県民エフエム放送」のインターネット掲載記事
- ③ 「S職員のツイッター」のインターネット掲載記事
- ④ 「にいがた・ニモ」のインターネット掲載記事
- ⑤ 「ももの細道」のインターネット掲載記事
- ⑥ 「燕市長鈴木力の日記」のインターネット掲載記事
- ⑦ 「新潟日報の掲載記事」
- ⑧ 「燕市情報公開条例による文書」

## II 監査対象部局及び当該職員

総務部総務課及び商工観光部商工振興課 S職員

## III 関係職員等の調査

監査対象部局及び当該職員に対して、関係書類の提出を求めるとともに、平成 23 年 6 月 9 日に総務部長、総務課長、総務課人事担当係長及び商工観光部商工振興課 S 職員の出席を求め、請求人の主張等について事情を聴取した。

## IV 監査対象事項

住民監査請求の本来の目的から、市の財務会計上の行為に関する事項について、措置請求書の要旨、事実を証する書類及び陳述を勘案して、当該職員への「住居手当」、「通勤手当」の支給が、法第 242 条第 1 項に規定する不当な公金の支出に該当するかどうかを監査対象とした。

## 第 3 事実関係の確認

- I 「S職員が自己の趣味・自己の営利事業を充足させるため、勝手に遠隔地に転居したからという理由で「住居手当」、「通勤手当」を受給する事は燕市職員の給与に関する条例に定めるところの手当支給の本旨にもとる不当なる受給である。」という請求人の主張に対して、監査委員は、当該職員が住居手当、通勤手当を受給することは、燕市職員の給与に関する条例（平成 18 年条例第 52 号。以下、「条例」という。）及び関係規則の定めに関した不当な受給であるかどうかについて、次のように確認した。

(1) 燕市の住居手当について

燕市の住居手当については、条例第9条の4で次のように規定されている。

(住居手当)

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)
  - (2) (略)
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
    - ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
    - イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

上記の規定内容について、当該事務を所管する総務課は、次のように説明している。

- ア 住居手当は、条例第9条の4第1項第1号に基づき、自ら居住するための住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給されるものであること。
- イ 上記に該当する職員は、燕市職員の住居手当に関する規則(平成18年規則第39号。以下「住居手当規則」という。)第5条に規定する住居届に、契約書等の証明書類を添付し、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならないものであること。
- ウ 条例及び住居手当規則においては、転居の具体的な理由により、住居手当の支給を制限する規定は存在しない。

総務課の説明を踏まえ、監査委員として次の事項について事実確認を行った。

- ア 当該職員からは、平成19年11月29日付けで住居届が提出され、1ヵ月当たり23,500円の賃貸借契約書とともに平成19年8月16日に新潟市(以下、略)の住民となったことを平成19年11月19日付けで証明した住民票が添付されている。
- イ 当該職員に対する住居手当の額は、条例第9条の4第2項第1号イの規定に基づ

き、下記のとおり算出されている。

住居手当の額 = (家賃 23,500 円 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 = 11,200 円

ウ 当該職員に対する住居手当は、要件を具備するに至った日の属する月の翌月にあたる平成 19 年 12 月から支給されている。

エ 住居手当の支給の前提となる転居等について、その理由のいかんによって住居手当の支給の可否を決定する旨の規定の存在は、条例及び住居手当規則のいずれからも認められなかった。

オ 当該職員は、平成 19 年 11 月から現在に至るまで、新潟市（以下、略）に自ら居住しており、この点に関しては、請求人も争っていない。

## (2) 燕市の通勤手当について

燕市の通勤手当については、条例第 10 条で次のように規定されている。

### (通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

#### (1) (略)

(2) 通勤のため自動車その他交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

#### (3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

#### (1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万1,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万3,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万6,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1万8,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万1,800円

- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万2,700円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万3,600円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 2万4,500円

(3) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

4 (略)

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

上記の規定内容について、当該事務を所管する総務課は、次のように説明している。

ア 通勤手当は、条例第10条第1項第2号の規定に基づき、通勤のため自動車その他交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員であること。

イ 上記に該当する職員は、燕市職員の通勤手当の支給に関する規則(平成18年規則第40号。以下「通勤手当規則」という。)第3条に規定する通勤届により、通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならないものであること。

ウ 条例及び通勤手当規則においては、住居の変更の具体的な理由により通勤手当の支給を制限する規定は存在しない。

総務課の説明を踏まえ、監査委員として次の事項について事実確認を行った。

ア 当該職員からは、平成19年11月29日付けで、通勤経路の略図とともに通勤距離25キロメートルとした通勤届が提出されている。

イ 当該職員の通勤手当の額は、条例第10条第2項第2号カにより、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員で13,700円となっている。

ウ 当該職員に対する通勤手当は、要件を具備するに至った日の属する月の翌月にあたる平成19年12月から支給されている。

エ 通勤手当の支給の前提となる転居等について、その理由のいかんによって通勤手当の支給の可否を決定する旨の規定の存在は、条例及び通勤手当規則のいずれからも認められなかった。

II 「燕市職員は当該職員の属する地方公共団体の区域に居住することが「職務の遂行上必

要な最小且つ適當の限度の客觀的且つ画一的要件（地方公務員法第 19 条より）」とされてきた。ゆえに燕市職員の受験要件として燕市内居住を要件としたり、燕市内に向けた燕市広報紙での職員募集を燕市は従前おこなってきたのである。」という主張に対して、監査委員は、当該職員が受験した平成 14 年度燕市職員採用試験の職種（学芸員）の受験要件について、総務課の資料をもとに確認を行ったところ、燕市内居住の要件は付されていないかった。

- Ⅲ 請求人の陳述における、「従前、燕市職員の市外転居の許可条件は、①職員の婚姻による転居、②職員及びその家族の病氣療養、介護、通院の利便性確保のための転居、③経費（市費）節減のための転居であった。」という主張に対して、当該職員が転居した平成 19 年度の時点において、市外転居にこうした許可条件を付している例規類の条項や実際の運用事例の存在は認められなかった。

#### 第 4 監査の結果

##### I 監査委員の判断

住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為、すなわち、公金の支出、財産の取得、契約の締結等があると認めるとき、又は違法もしくは不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止・是正し、もしくは当該怠る事実を改め、又は当該行為もしくは職務懈怠によって普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨定められている。

請求人は、「S 職員が自己の趣味・自己の営利事業を充足させるため、勝手に遠隔地に転居したからという理由で、「住居手当・通勤手当」を受給する事は、燕市職員の給与に関する条例に定めるところの手当支給の本旨にもとる不当なる受給である。」と主張している。

しかし、住居手当及び通勤手当の支給の前提となる、条例並びに住居手当規則及び通勤手当規則において、居住の設定や転居するにあたって、その理由のいかんを問う定めはなく、当該職員自らが新潟市（以下、略）に存在する賃貸住宅に居住しており、かつ当該住宅から勤務している施設まで実際に通勤していることから、不当な受給であるとはいえない。

また、請求人は、「平成 19 年から、当該職員に住居手当・通勤手当を受給させていることは燕市にとって不当な公金の支出を続けるという損害を生じさせている。」と主張しているが、前記のとおり不当な受給とは言えず、燕市にとって不当な公金の支出にはあたらず、損害も生じさせていない。

よって、当該職員への住居手当及び通勤手当の支給の停止や受給した手当の返還は、その必要が認められないと判断する。

## Ⅱ 結 論

上記判断から、請求人の主張については理由がないものとし、措置の必要は認められない。

なお、今後において、留意すべきと思われる事項が見受けられたので、次のとおり意見を付すこととする。

### 第5 意 見

近年、厳しい社会経済情勢や景気低迷の影響から地場産業の経営環境が悪化する中において、公務員に対しては極めて厳しい視線が注がれており、その給与等については、すべて納税者の税金で賄われていることなどから、時として批判的になることもある。

市職員は地方公務員法に定める本旨を再認識し、自らの行動や言動が、公務の信用に多大な影響を及ぼすことを十分意識し、細心の注意を払って職務にあたる必要がある。

また、日常生活においても、公務員としての自覚を持って、疑惑や不信を招かぬようにつとめることが重要である。

管理・監督の地位にある者は、部下職員の服務規律について、適切に指導監督を行うこと。また、総務課においては、市職員全体の人事管理・監督を行う責務があることから、各種職員研修などを行う際には、より効果的な研修方法や内容を検討・実施し、人材育成の推進と職員一人ひとりのモラルの向上につなげ、適切な人事管理を行うことが最も重要であると考えます。

さらに、職務に専念できる環境をそれぞれが認識し、また、構築することによって、地域住民の福祉の増進をさらに発展させ、納税者である市民への理解と信頼が得られるよう望むものである。